

③ 補助の主な条件

(1)中心市街地区域内からの移転は対象外です。

(2)「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の対象となる事業ではないこと。
(3)営業開始から5年以上の営業を行うこと。(開業後も2年間、経営状況等の報告が必要です)
(4)原則週4日以上、昼間の時間帯にも営業を行うこと。※昼間の時間帯:11時~19時までの時間帯

(5)商店街組合等が行う中心市街地活性化に資するイベント等に積極的に参加すること。

(6)改修工事をしようとする空き店舗等が、過去に本事業により補助金の交付を受けている

場合は、5年を経過していること。 (7)補助金の交付決定前の事前着手は補助の対象となりません。

(8)必要な法令の手続きを完了させること。



申込み手続き

出店者は、商店街組合等を経由して津山市空き店舗対策機構事務局へ必要書類を添えて申し込んで下さい。 ※出店者または空き店舗所有者が法人の場合は、追加で書類を求める場合があります。※当補助金の交付申請者は商店街組合等 団体になりますので、事前に調整を行ってください。※申込後の出店者の変更は原則認められません。